

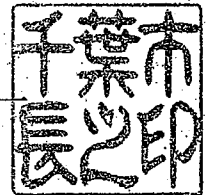
次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 千葉市公告式条例の一部を改正する条例
- (2) 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- (3) 千葉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- (4) 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (7) 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 千葉市動物愛護基金条例
- (9) 千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (10) 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- (11) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (12) 千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例
- (13) 千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部を改正する条例
- (14) 千葉市こども・若者基本条例
- (15) 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (16) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (17) 千葉市児童相談所条例の一部を改正する条例
- (18) 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (19) 千葉市保育所設置管理条例の一部を改正する条例
- (20) 千葉市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
- (21) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (22) 千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- (23) 千葉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- (24) 千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例
- (25) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和7年2月28日

千葉市長 神 谷 俊



千葉県条例第2号

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年千葉県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託)	(指定介護予防支援の業務の委託)
第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。	(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]